

答申

第1 審査会の結論

富山県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書非開示決定処分（令和3年4月7日付け人第8号。以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

1 開示請求

審査請求人は、令和3年3月24日付けで、富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により、実施機関に対して、次のとおり公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

〔 富山労働基準監督署が農業研究所に対し出された全ての是正勧告書に対し、地方公務員法（第3章第6節 服務）違反に対する処罰を検討、及び結果が分かる一切の資料 〕

2 本件処分及び審査請求

(1) 本件処分

実施機関は、本件開示請求に対し、条例第11条第2項の規定により本件処分を行った。

ア 本件開示請求に係る対象公文書

実施機関は、本件開示請求に係る対象公文書は、是正勧告に対し、口頭注意や書面訓告など事実上の処分も含めた懲戒処分等を検討した文書及び実施した文書（訓告文書、懲戒処分書及び処分説明書）と判断した。

イ 開示をしない理由

実施機関は、対象公文書を保有していないことを理由として、本件処分を行った。

(2) 本件審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和3年5月27日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の本件審査請求の趣旨及び理由は、審査請求書及び審査会での意見陳述等によれば、概ね次のとおりである。

1 趣旨

労働基準監督署から農業研究所（農林水産総合技術センター）に対し、是正勧告が出された件について、懲戒処分等を検討した資料及びその結果がわかる資料の開示を求める。

2 理由

複数の是正勧告書にて明確な法令違反が示されているにもかかわらず、請求した「違反に対する処罰を検討、及び結果がわかる一切の資料」が存在しないことは不自然である。

労働基準監督署が違法だと現認した結果の是正勧告書が存在し、明確な法令違反の事実が

あれば、富山県の「懲戒処分の指針 第2標準例(14)不適切な事務処理」において「職務の遂行に関して法令等に違反し、又は不適切な事務処理等により、公務の運営に重大な支障を与え、又は県民等に重大な損害を与えた職員は、減給又は戒告とする。」と記載されているにもかかわらず、処分が必要か検討したことの資料が存在していないことが不自然である。

まずは、処分の検討を行ったのか否かを明確にすべきである。処分の検討を行っていないのであれば、請求した公文書が存在しないことは明白であり、請求を取り下げることが妥当だと考えるが、処分の検討を行ったのであれば、組織運営上、複数の職員で確認、承諾などを行う必要があるため、公文書(条例第2条2項)が存在すると容易に想像できる。

また、弁明書において「懲戒処分等を行うかどうかは任命権者の裁量によるものであり、その検討方法についても特段の定めはない」と弁明しているが、検討方法は定めていないと弁明しているだけであり、公文書を作成してはならないと定められているものではない。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、弁明書及び審査会での意見聴取によれば、概ね次のとおりである。

審査請求人は、労働基準監督署から是正勧告書が出されているにもかかわらず、口頭注意や書面訓告など事実上の処分を含めた懲戒処分等を検討した文書及び実施した文書が存在しないことは不自然であると主張するが、懲戒処分等を行うかどうかは任命権者の裁量によるものであり、また、その検討方法についても特段の定めはない。よって、労働基準監督署から是正勧告があったことをもって、懲戒処分等を検討した文書を作成、保有しているものではない。

第5 審査会の判断の理由

1 本件処分の妥当性

本件審査請求については、まず、実施機関において懲戒処分等の検討が行われたか否かが問われており、検討が行われたのであれば、その検討の経緯や結果に関する公文書の有無が争点となるものである。

当審査会において、富山県経営管理部人事課(以下「人事課」という。)の職員に対し、意見聴取を行ったところ、平成30年度の2件の是正勧告に関し、人事課は、令和元年8月以降に農林水産部に当該是正勧告の内容及びその後の是正対応について確認し、報告を受けたが、懲戒処分等の検討は行っていないとのことであった。また、令和2年度の2件の是正勧告に関し、人事課は、本件審査請求により是正勧告があった事実を把握したため、平成30年度の案件と同様に当該是正勧告の内容及びその後の是正対応について確認し、報告を受けたが、懲戒処分等の検討は行っていないとのことであった。この点につき、審査請求人が開示を求める懲戒処分等を検討、及びその結果がわかる資料が作成されたと認められる事情はうかがえなかった。よって、審査請求人が開示を求める当該資料は作成されたと認められないことから、本件開示請求に係る公文書を保有していないことを理由に非開示とした実施機関の判断に不合理な点は認められない。

2 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 調査審議の経過

審査会の調査審議の経過の概要は、別記のとおりである。

別記 当審査会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
令和3年7月13日	実施機関から諮問書を受理
令和3年12月3日 (第175回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問事案の概要説明 ・ 審議
令和4年1月27日 (第176回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査請求人からの意見陳述 ・ 実施機関からの意見聴取 ・ 審議
令和4年2月17日 (第177回審査会)	審議
令和4年3月10日 (第179回審査会)	審議
令和4年3月11日	答申

富山県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
大 石 貴 之	弁護士	会長職務代理
岡 部 紀 子	富山県婦人会副会長	
奥 田 裕 之	北日本新聞社論説委員長	
蟹 瀬 美和子	元富山県社会福祉協議会専務理事	
竹 地 潔	富山大学経済学部教授	会 長
西 岡 秀 次	富山県商工会議所連合会常任理事	